

目次

第1篇 JRの運賃・料金

Introduction 1：はじめに

No.1：JR運賃・料金 ①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

No.2：JR運賃・料金 ②（運賃の算出）

No.3：JR運賃・料金 ③（運賃計算の特例）

No.4：JR運賃・料金 ④（運賃の割引）

No.5：JR運賃・料金 ⑤（料金の種類）

No.6：JR運賃・料金 ⑥（料金計算の例外）

番外：山陽・九州新幹線、東北・北海道新幹線の料金

No.7：JR運賃・料金 ⑦（乗継割引）

No.8：JR運賃・料金 ⑧（団体旅客の取扱い）

No.9：JR運賃・料金 ⑨（乗車券類の有効期間）

No.10：JR運賃・料金 ⑩（乗車券類の払戻し）

No.11：JR運賃・料金 ⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

第2篇 貸切バスの運賃・料金計算

No.12：貸切バスの運賃・料金

第3篇 宿泊料金の計算

No.13：宿泊料金の計算

本資料に掲載

第4篇 フェリーの運賃・料金計算

No.14：フェリーの運賃・料金の計算

第5篇 国内航空の運賃・料金の計算

No.15：国内航空の運賃・料金 ①（航空運賃と航空券の規則）

No.16：国内航空の運賃・料金 ②（さまざまな航空運賃）

No. 13：宿泊料金の計算

国内・総合管理者試験ともに宿泊料金の算出の手順や、モデル宿泊約款をもとにした申込金や違約金、時間外延長料金などの正誤問題が出題されています。宿泊に関する用語と計算方法を確認するとともに、モデル宿泊約款の内容を復習しておく必要があります。出題数はいずれの試験も1問(4点)が続いています。得点源にする！

1. 宿泊料金の計算

《計算項目》

a. 基本宿泊料

旅館やホテルの宿泊に係る料金で、旅館は1泊2食(夕・朝食)、ホテルは室料が基本となっています。
この額は後出の申込金や違約料の基準になります。

b. 追加飲食料金

基本宿泊料に含まれない飲食代(追加料理やビール・ジュースなど)で、基本宿泊料に加えて請求されます。

c. 施設使用料

カラオケやマージャン卓などを利用するときに、この料金がかかることがあります。

d. サービス料

宿泊中のサービスに係る料金で、各種料金(基本宿泊料、追加飲食料、施設利用料)の10%程度が加算されます。
問題文により「サービス料別」「サービス料込」の表示がありますので注意が必要。

e. 消費税

宿泊に係る一連の料金(上記のa.～d.)に対して、10%が課税され、それを宿泊者が負担します。
ホテル内の、自動販売機のアルコール以外の飲料には8%の軽減税率が適用されます。

f. 入湯税

温泉地によっては1人あたり150円程度の入湯税が課せられています。ただし、12歳未満の小児や公衆浴場の利用では免除されることがあります。税金ですので、これには消費税は掛かりません。

g. 立替金

旅館やホテルが、宿泊者が利用したタクシーやマッサージ代を立替えることがあり、精算時に合わせて請求します。
この額には消費税が含まれています。

《計算の手順》

- ① 基本宿泊料(a.)追加飲食料(b)各種利用料金(c.)を合算します。
- ② サービス料(d.)の有無を確認し、必要なものにサービス料を追加します。
- ③ ここまでの合計額に消費税(e.)を課税します。
- ④ 消費税を課税しないもの[入湯税(f.)や立替金(g.)]を加えます。

《イメージ図》一人当たりの宿泊料金



《例》

大人1人の基本宿泊料が1泊2食 15,000 円（サービス料・税金別）の温泉旅館に、大人 10 人が1泊した場合の宿泊客が支払うべき宿泊料金等の総額

- ※ サービス料は 10%とする。
- ※ 入湯税は1人 150 円とする。
- ※ 追加料金は発生しないものとする。

基本宿泊料	： 15,000 円× 10 人 = 150,000 円	……………	①
サービス料	： 150,000 円× 10% = 15,000 円	……………	②
消費税	： (150,000 円 + 15,000 円) × 10% = 16,500 円	……………	③
入湯税	： 150 円× 10 人 = 1,500 円	……………	④
料金合計	： ① + ② + ③ + ④ = 183,000 円		

h. 宿泊税

各地方公共団体が、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、独自に実施している税。f. や g. と同様に、消費税の課税対象になりません。

《東京都の例：素泊まり料金＋サービス料の合計》

10,000 円未満⇒非課税、10,000 円以上 15,000 円未満⇒ 100 円 15,000 円以上⇒ 200 円

他に大阪府、京都市、金沢市などでも実施。

2. モデル宿泊約款からの頻出事項

a. 申込金

宿泊契約成立後、宿泊客が申込金を支払う場合があります（詳細は約款のテキスト・動画を参照）。その場合は、宿泊期間（3日を超えるとときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として旅館やホテルが定める申込金を、指定する日までに支払います。

《例》① 基本宿泊料 10,000 円（サービス料 10%別）で、2日間の宿泊契約の場合

→ 10,000 円×2=20,000 円

② 基本宿泊料 10,000 円（サービス料 10%別）で、5日間の宿泊契約の場合

→ 10,000 円×3= 30,000 円

b. 子供料金

子供料金は小学生以下に適用し、以下の率が設定されています。

- ・大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 70%
- ・子供用食事と寝具を提供したときは 50%
- ・寝具のみを提供したときは 30%

必ず覚えましょう。

c. 時間外追加料金

旅館やホテルは、時間外の客室の使用に応じることがあり、この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の 3 分の 1（又は室料相当額の %）
- (2) 超過6時間までは、室料金の 2 分の 1（又は室料相当額の %）
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額（又は室料相当額の %）

* 室料相当額は、基本宿泊料の 70%とします

ここも、全力で覚えましょう。

d. 違約金

- ① 宿泊客が、自己の都合で契約の全部または一部を解除するときは、違約金を支払わなければなりません。
 ② 違約金の額は**基本宿泊料**に一定の率を乗じた額で、宿泊業者が設定します。

- 違約金の例（ホテル用） -

解除の通知を 受けた日		不泊	当日	前日	以下略
		契約申込人数			
一般	14名まで	100%	50%	30%	
団体	15名以上	100%	50%	30%	

《例》基本宿泊料 10,000 円で、2 泊の予約をした宿泊客が、宿泊当日にすべてをキャンセルした場合。

- ・ 1 泊目 … 当日の解除であるから、10,000 円 × 50% = 5,000 円
- ・ 2 泊目 … 前日の解除であるから、10,000 円 × 30% = 3,000 円 合計 8,000 円が違約金。

- ③ 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の **10 日前**（その日より後に申込みを引き受けた場合には引き受けた日）における宿泊人数の **10%**（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数について違約金は**不要**。

《例》10 日前の時点で 30 人で申し込んでいた団体が、宿泊の 3 日前に 5 人分をキャンセルをした。

このとき、30 人 × 10% = 3 人分の違約金は不要。よて、5 人 - 3 人 = 2 人分の違約料が必要になる。

- ④ 契約日数が**短縮**した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（**初日**）の違約金を収受します

《例》5 泊の宿泊契約をしている宿泊客が、宿泊当日に 3・4・5 泊目をキャンセルした場合。

キャンセルした 3 泊のうち初日（3 泊目）のみ違約金が必要で、4 泊目・5 泊目については違約金不要。

[Check Test No. 14]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 基本宿泊料は、宿泊に食事、サービス料などを含んだ宿泊に係る一切の金額をいう。()
 (2) サービス料は、宿泊中のサービスに関する料金で、各種料金に 10% 程度が加算される。()
 (3) 入湯税は温泉地などで設定され、1人あたり 150 円程度の額が設定されているが、小児などには免除されることがある。()
 (4) 宿泊に関する料金には消費税が課税されるが、入湯税には課税しない。()
 (5) 宿泊客が違約金を支払う場合は、基本宿泊料とサービス料を合計した額に対して、一定の率が設定される。()
 (6) 大人に準じる食事と寝具等を提供したときの子供料金は、大人料金の 50% である。()
 (7) 子供用食事と寝具を提供したときの子供料金は、大人料金の 30% である。
 (8) 時間外の客室使用料金は、超過3時間までは、室料金の3分の1である。()
 (9) 旅館が、宿泊の 10 日前に 20 名の団体の申込みを引き受けた。このときはその後2名の解除があっても、違約金は不要である。()
 (10) 次の条件で大人 5 人が宿泊するときの宿泊料金の合計は 121,750 円である。()

※ 基本宿泊料は1泊2食 20,000 円（サービス料・税金別）

※ 追加飲食は発生しない。

※ サービス料は 10% とする。

※ 入湯税は1人 150 円とする。

Check Test 解答・解説 No. 14

- (1) ×：基本宿泊料は、室料のみ（ホテルの場合）又は室料に食事を含んだ額（旅館の場合）をいいますが、これにはサービス料を含みません。
- (2) ○：サービス料は奉仕料ともいいます。一般的には各種の料金に10～15%を加算します。
- (3) ○：入湯税は地方税法の規定で「入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。」と定められています。また、満12歳未満の者は免除されることがあります。
- (4) ○：入湯税は税金なので、これに消費税は課税しません。
- (5) ×：違約金は基本宿泊料に一定の率を設定しています。これにはサービス料の額は含みません。
- (6) ×：大人に準じる食事と寝具等を提供したときの子供料金は、大人料金の70%です。絶対に覚えましょう。
- (7) ×：子供用食事と寝具を提供したときの子供料金は、大人料金の50%です。絶対に覚えましょう。
- (8) ○：これも頻出事項です。絶対に覚えましょう。
- (9) ○：15名以上の団体の特例で10%（2人）まで違約料は不要です。しつこいですが、これもぜったい…。
- (10) ○：計算の内訳は以下の通りです。
基本宿泊料；20,000円×5人＝100,000円
サービス料：100,000円×10%＝10,000円
消費税：(100,000円＋10,000円)×10%＝11,000円
入湯税：150円×5人＝750円
以上より、100,000円＋10,000円＋11,000円＋750円＝121,750円